

◎開議の宣告

○議長（片柳悦夫君） 本日は、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

よって、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第49号 昭和村公営企業の設置等に関する条例の制定について

○議長（片柳悦夫君） これより議案審議に入ります。

日程第1、議案第49号 昭和村公営企業の設置等に関する条例の制定についての議案につきましては、本日定例会第1日目において上程し、村長から提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第49号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号 昭和村公営企業の設置等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第50号 昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第2、議案第50号 昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第50号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号 昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第51号 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第3、議案第51号 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第51号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

林栄一君。

○2番（林 栄一君） 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例につきまして、賛成討論をいたします。

今回、建設補助金の交付額の大幅な増で、定住がさらに増加することにつながると思い、今回の一部改正には賛成をします。

目的は、新築住宅建設補助を交付することで定住を促進し、もって人口の増加を図り、豊かで活力に満ちた村づくりに寄与することであり、昭和村独自の補助金交付条例に期待をしております。

しかしながら、親と同一敷地内に完全な別棟として受給要件も満たし、昭和村に定住しようと夢と希望を持って若夫婦が新築したにもかかわらず、世帯責任者の解釈により、世帯分離をすれば補助金が交付される、世帯が同一のままだと補助金がもらえないということであってはならないように条例の整備をお願いします。

本来の定住を促進して人口増を図る目的に沿えば、昭和村に転入して新築住宅を築き、定住した若者夫婦たちを悲しませることのないように対処してほしいことを申し添えまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第52号 昭和村簡易水道設置使用管理条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第4、議案第52号 昭和村簡易水道設置使用管理条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第52号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号 昭和村簡易水道設置使用管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第53号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第5、議案第53号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第4号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議

案第53号について質疑に入ります。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） 過日、全員協議会で詳細な説明をいただき、質疑等も行いましたので、そんなに質疑をしなくてもよいかと考えておりましたが、今朝見直してみましたら、デマンドバス車両等購入費補助金の減額672万1,000円についてですが、バスを買わないことにしたという説明はあったような気がするんですが、その理由があまり詳しく説明されなかったかと思い、企画課長に、3台目のデマンドバスの購入をやめた理由についてお聞かせ願えればと思います。

今朝、新聞に一齐に、ライドシェアというような制度が来年度から実施されると。昭和村もライドシェアをやろうじゃないかということで、デマンドバスは要らなくなったのかななんて勝手に思ったんですが、そういうことではないかとは思いますが、補足説明をお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 企画課長。

○企画課長（堤 美德君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今回、デマンドバスの購入費について、減額という補正を取らせていただきました。

これにつきましては、3台目というよりは、もしものとき、緊急のときに、もし事故だとか、そういった場合に対応できるようにするために、1台予備といいますか、そういう形で、当初予算にのせさせていただきました。しかし、車両を購入するに当たって、生産が今年度中には間に合わないということで、時間がかかるということで、その中で関越交通のほうと相談をさせていただきました。

今年度についても、ちょっと事故等で使えなかったときがあったんですけども、その間については、関越交通のほうにほかのワゴン車といいますか、それが何台かあるので、対応は今のところ関越のほうでもできるということで、今回は補正減ということで購入のほうは見送らせていただきました。

また今後、その利用状況等を見ながら、3台目等必要になれば、また購入のほうを検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○9番（林 幸司君） 終わります。

○議長（片柳悦夫君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第54号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（片柳悦夫君） 日程第6、議案第54号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第54号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第55号 令和5年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（片柳悦夫君） 日程第7、議案第55号 令和5年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第55号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 令和5年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第56号 令和5年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第8、議案第56号 令和5年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第56号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号 令和5年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第57号 令和5年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第9、議案第57号 令和5年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第57号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号 令和5年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第58号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第10、議案第58号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第58号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第60号 昭和村役場新庁舎建設工事（第二期工事）請負変更契約の締結について

○議長（片柳悦夫君） 日程第11、議案第60号 昭和村役場新庁舎建設工事（第二期工事）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第60号 昭和村役場新庁舎建設工事（第二期工事）請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします本案件は、旧庁舎の解体や多段式駐車場の整備などを行う新庁舎建設工事の第二期工事の請負変更契約を締結するものであります。

本工事は、3月16日に本契約を締結し、旧庁舎の解体、多段式駐車場の設置、西庁舎の改修及び外構工事を行っておりますが、県道雨水の浸入を防ぐため、役場敷地の北側出入口付近の歩道内に側溝を設置することや歩道路盤の改良、西庁舎1階への照明器具の追加、敷地南側フェンスの設置延長の増などにより工事内容に変更が生じたため、この工事請負変更契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該

当することから、議会の議決をお願いするものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより議案第60号について質疑に入ります。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） 過日、全員協議会におきまして、図面を示して詳しい説明をいただいて質疑もいたしましたので、一、二点だけ伺いたいと思います。

たしか私の記憶によると、工期が令和5年3月16日から令和6年3月25日ということになっており、これには変更がないものと理解しておりますが、3月25日には立派に完成ができる見込み予定なのかどうか、総務課長にお聞きします。

なお、一期工事は、完了したときにお祝い等をやったりしておりますが、二期工事が終わった後、いろいろこの庁舎に関わってATMの移設だとか、駐車場用地を取得して新たな駐車場を整備したとか、たくさん事業がやられたので、工事全体の経過等が分かるような、視察団が来たときに説明できるような新庁舎事業に関わる小冊子といいますか、パンフレットのようなものはきちんと作っていただけるのかどうか、完成後の話ではありますが、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

○総務課長（堤 重典君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、工期につきましては、3月25日ということで、現段階ではそのような方向で進めております。

そのほか完成した後の資料、これについても今後検討していきたいと思いますが、視察等の資料を作成していきたいなどは、そのように考えております。

よろしく願いいたします。

○9番（林 幸司君） 終わります。

○議長（片柳悦夫君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号 昭和村役場新庁舎建設工事（第二期工事）請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 委員長報告について

○議長（片柳悦夫君） 日程第12、委員長報告について。

各委員長から報告を求めます。

まず初めに、総務民生常任委員会委員長、阿部孝司君。

[総務民生常任委員会委員長 阿部孝司君発言]

○総務民生常任委員会委員長（阿部孝司君） 令和5年12月定例会委員長報告。総務民生常任委員会委員長報告を行います。

総務民生常任委員会に付託されました請願等の審査経過と結果について、会議規則第94条第1項の規定によりご報告申し上げます。

12月7日、役場会議室において、委員全員、説明者として村長、副村長、関係課長らの出席の下、委員会を開催し、付託案件について慎重審議をいたしました。

まず、受理番号13号、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情書であります。円安やウクライナ危機などの影響により異常な物価高騰が国民の生活を圧迫し、パートやアルバイトなど弱い立場の労働者にとって深刻な問題となっております。労働者の

生活を支えるため、最低賃金の引上げ、中小企業への支援策等の趣旨は理解できるものの、最低賃金法を全国一律に制度改正することなどは、地域の経済状況などいろいろな課題があるため、慎重に審議した結果、賛成多数で趣旨採択とするものとしたしました。

次に、受理番号14号、住民センター等に関わる固定資産税の減免に関する請願書であります。住民センター等が民有地に建っている地域については、固定資産税や使用料などの負担が多く、地域によっては、住民センター用地が村有地または支援団体の登録により非課税または減免になっています。各行政区の住民センターなどは地域の要であり、避難所または公共的に使用している施設であることから、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものとしたしました。

次に、宿区長及び第7分団団長から提出されました受理番号15号 請願書、宿区内にある防火水槽の修繕のお願いであります。住宅の密集地に設置されており、防火水槽の地権者から、隣接する作業場からの出入りの不便や、宅地内に倉庫等を計画するにあたり不都合が生じているなど、現地での説明を受けました。また、設置から50年以上たち老朽化しており、水漏れも確認できるため、新たに近隣にある村有地に新設も検討できるとの説明も受けました。これらを踏まえ、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものとしたしました。

次に、受理番号16号、国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願書であります。深刻な人手不足による医療・介護施設において、人材の確保、離職の防止、施設への物価高騰支援策等は、安定した安心・安全で質の高い医療の推進やサービスの提供に重要なことから、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものとしたしました。

当委員会に付託されました請願の案件につきましては以上であります。

以上を申し上げ、総務民生常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） 次に、文教産建常任委員会委員長、林勝美君。

〔文教産建常任委員会委員長 林 勝美君発言〕

○文教産建常任委員長（林 勝美君） 令和5年12月定例会委員長報告。文教産建常任委員会委員長報告を行います。

文教産建常任委員会に付託されました請願の審査経過と結果について、会議規則第94条

第1項の規定によりご報告申し上げます。

12月8日役場会議室において、委員全員、説明者として村長、副村長、教育長、関係課長、局長らの出席の下、委員会を開催し、慎重審議をいたしました。

受理番号17号、追分地区内その他村道4214上平16号線の排水路の改修並びに溝蓋設置等を求める請願書ではありますが、まず現地調査を行い、状況等を確認いたしました。あわせて、請願者である追分区長、紹介議員から、毎年地域住民や子供たちが大勢参加しているどんどん焼きで使用している畑について、側溝に積雪や落葉、土砂などがたまり、側溝が隠れてしまい、参加している地域の方々が大変危険なので、溝蓋の設置が必要であると。

また、追分地区から赤谷地区との連絡道路の中間点にある沢の道路側溝では、下流に向かい先細りになっており、周辺が山林のため、落葉が多く側溝にたまり、大雨などにより落葉などが詰まり、連絡道に大量の土砂などが流れ込んでしまうなどの説明を受けました。これらを踏まえ、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものとしたしました。

次に、受理番号18号、請願書、村道軍原5号線の舗装化についてのお願ひであります、まず現地調査を行い、状況等を確認いたしました。あわせて、請願者である川額区長、紹介議員から、南小学校西側に隣接する地区は新築住宅が増えている状況で、付近の村道についてはほぼ舗装化がされているため、この軍原5号線についても、既存の住宅のほか新築の予定があるので、舗装化することにより近辺の道路全てが舗装され、生活環境が良好に保たれるとの説明を受けました。これらを踏まえ、慎重に審議した結果、全会一致で趣旨採択とすべきものとしたしました。

当委員会に付託されました請願の案件につきましては、以上であります。

以上を申し上げまして、文教産建常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君）　　ここでお諮りいたします。

各所管の委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

林幸司君。

○9番（林 幸司君）　　受理番号19号、南小学校保護者有志代表、子育て保育園保護者有志代表より提出をされました昭和村統合小中学校建設委員会における建設予定地決定の見直しに対する要望書についてでございますが、これも全員協議会に付託をして審議をしたわけでありませう。

審議のときに、私は、これは見直しという内容でありますから、村長も再検討を主張している折、採択をしてもよろしいんじゃないかと申し上げましたが、大問題になるから採択、不採択という結論は出せないということで、継続的な扱いが望ましいんじゃないかという意見が多数出されて、結果的には継続扱いという形で決定をしたように私は理解しております。

ですが、ここで本会議で確認をしておかないと、結果が議会だより等に載せられません。議長のほうから、全員協議会の結果は継続審議であるということを確認の意味で一言申し述べていただいたほうがよろしいかと思っておりますので、ご配慮をお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 私から、昭和村統合小中学校建設委員会における建設予定地決定の見直しに対する要望書について、議会全員協議会で協議した結果、村政に関わる重要な案件でありますので、継続して協議していくことといたしました。

ここでお諮りいたします。

各所管の委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎日程第13 発議第2号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について

○議長（片柳悦夫君） 日程第13、発議第2号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について、提出者から趣旨説明を求めます。

6番議員、阿部孝司君。

〔6番 阿部孝司君発言〕

○6番（阿部孝司君） 発議第2号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について。

地方自治法第99条及び昭和村議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年12月13日提出、昭和村議会議長、片柳悦夫様。

提出者、阿部孝司、沢浦典子、加藤生、藤井貞充、林幸司、佐藤好美。

それでは、意見書（案）の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書（案）。

看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比しても賃金水準が低いとし、ケア労働者の賃上げ事業として、2022年10月から診療報酬と介護報酬の臨時改定が行われ、看護職員処遇改善評価料と介護職員等ベースアップ等支援加算が新設されました。

4年目に突入したコロナ禍、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民の命と健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政策に対して喜びの声がある一方、賃上げ対象が限定されたため、本来チームワークが強く求められる医療・介護現場に差別を持ち込まれ、不団結を生み出しています。

とりわけ看護職員処遇改善評価料月額平均1万2,000円相当においては、診療所や訪問看護などは対象から外され、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設で見れば17万8,000余りある医療施設のうち対象は2,720施設と、僅か1.5%程度にすぎません。

40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では経団連が、大幅な賃上げは企業の社会的責務だとして人材獲得の観点から大幅な賃上げを表明し、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。

しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々な物質やサービスを値上げに価格転嫁できず、経営者は賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。このため、給与の上がらない医療・介護分野からより給与の高い他産業へと人材流出が生じ、医療関係職種の有効求人倍率は高止まりし、医療関係職種の入職超過率は、2022年には産業計を0.3%下回っており、人材不足が進んでいます。

安心・安全で質の高い医療の推進、サービス等の提供には、人材を確保するために安定

した経営も必要であり、新型コロナウイルス感染症への対応による経費増や患者の受診控えによる収入減、物価高騰等に対する医療・介護施設への経済的援助の拡充が必要です。そして、全てのケア労働者の大幅賃上げと広く平等な処遇改善につながる診療報酬、介護報酬、障害報酬の抜本的な引上げと同時に、患者・利用者の負担軽減策も加えていく必要があると考えています。

私たちケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のため、以下要請し、実施をお願いします。

記

1、医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定をお願いします。

2、全ての医療関係や介護施設に行き渡る物価高騰支援策の拡充をお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月13日、群馬県昭和村議会議長、片柳悦男。

内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、財務大臣様、総務大臣様。

以上、趣旨をご理解いただき、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議員派遣について

○議長（片柳悦夫君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、議員派遣をしたいと思います。

なお、決定していない部分、事項、また後日変更事項等が生じたときは、議長に一任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、お手元に配付したとおり議員派遣することに決定いたしました。

◎日程第15 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（片柳悦夫君） 日程第15、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、特別委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎日程第16 字句等の整理委任について

○議長（片柳悦夫君） 日程第16、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、そのとおりに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（片柳悦夫君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

村長より発言の申出がありましたので、許可します。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議長よりお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会は、12月5日から本日までの9日間にわたり開催され、その間、議員各位にはご提案いたしました全ての案件につきまして慎重なご審議をいただいた上、原案のとおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

さて、今年も残すところ2週間ほどとなりました。令和5年を振り返ってみますと、3年間苦しめられた新型コロナウイルスから脱却に向けた1年であったと思います。政府は、1月27日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更し、5月8日から感染症法上の2類相当から5類へ引下げになりました。基本的な感染対策は、個人、事業主の判断となり、音楽イベントやスポーツ観戦では観客数の制限が撤廃され、声出し応援が可能となりました。海外への渡航条件は緩和され、入国の水際対策も緩和されました。訪日外国人も増えたことで、観光地ではオーバーツーリズムといった新たな問題も発生しております。

昭和村でも海外交流事業が再開され、中学生のホームステイやイーグルポイント訪問な

どを実施することができました。10月には4年ぶりとなる昭和の秋まつりが開催され、多くの方にこんにゃく鍋を振る舞うことができました。ほかにも、よしもとお笑いライブや文化祭など実施をいたしました。来年度以降もイベント開催に向け、関係団体と調整していきたいと考えております。

また、同じく5月8日は、新庁舎での業務開始となりました。村民の皆様にご迷惑をおかけした点もあったと思いますが、今後も来庁者が訪れやすい庁舎となるよう、職員一丸となって努力してまいりますのでよろしくお願いをいたします。

令和5年度も残り3か月となり、本年度予定されている諸事業や来年度の予算編成も最終段階となっております。新庁舎第2期工事も3月に完成予定のため、順次推し進めております。このような状況の中、議員皆様にご理解、ご協力をいただき、諸課題の解決に向けた取組や新たな事業展開ができますことに心から感謝を申し上げます。

そして、国、県の動向を注視しつつ情報収集に努めるとともに、昭和村の財政事情を踏まえ、村民の皆さんが安全で安心して暮らせる村づくりのための予算編成と各種事業に取り組んでいきたいと考えておりますので、議員皆様にはさらなるご指導とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、議員皆様におかれましては公私ともにお忙しい年末年始を迎えられるわけですが、健康にご留意をいただき、ますます議員活動に専心され、すばらしい新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（片柳悦夫君） これにて、令和5年第5回昭和村議会定例会を閉会いたします。

議員各位並びに執行部各位には、長期間にわたりまして誠にご苦労さまでした。

午後 3時29分閉会